

平成28年4月

第68期導入修習の評価について（刑事弁護）

刑事弁護教官室

1 導入修習の内容とその目的

起訴前弁護から第一審判決に至るまでの刑事弁護活動の概要、接見の重要性及び弁護人が行う証拠評価の視点・方法等に触れさせるとともに、その前提となる実体・手続法の基礎知識を確認することにより、司法修習生（以下「修習生」という。）の自学自修を促し、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図している。

(1) 刑弁講義 1

【概要】起訴前の弁護活動、保釈請求、証拠調べを含む公判における弁護活動等の各場面における具体的な弁護活動の在り方について、修習生に討論をさせるとともに解説を行った。

【目的】刑事訴訟に関する制度や条文等の知識を前提に、刑事弁護活動として見た場合におけるそのような制度等の具体的な現れ方について理解を深める。

(2) 刑事基本問題研究

【概要】刑裁教官・検察教官との共同による。問題研究事例を用いて、弁護人が、被疑者との初回接見後、身体拘束の解放を求める活動に際しての課題を与え、グループ討論、全体討論をさせた上で、講評を行った。

【目的】勾留に関する課題を検討・報告させ、刑裁教官・検察教官・刑弁教官による解説を行うことを通じて、手続の進展を意識させつつ勾留の要件について理解を深める。

(3) 刑弁即日起案・解説

【概要】修習記録を用いて、公判前整理手続における弁護活動に関する起案をさせ、その解説を行うとともに、事前課題（修習記録を用いた弁論要旨の起案）について講評を行った。

【目的】即日起案の起案・解説を通じて公判の審理を見通す弁護を体感させるとともに、事前課題の起案・講評を通じて弁護人が行う証拠評価の視点、方法等について理解を深める。

(4) 刑事共通演習基礎

【概要】刑事裁判の1(3)【概要】と同じ。

【目的】充実した公判の実現には、的確かつ迅速な争点整理が不可欠であると意識させ、三者としてそれぞれ手続にどのように関与すべきかを実践的に修得させる。刑事弁護については、特に公判前整理手続においてケース・セオリー（求める結論が正しいことを説得する論拠）を確立することの重要性について理解させる。

(5) 刑弁講義 2

【概要】捜査段階における弁護活動として模擬接見を実施し、講評を行うとともに、弁護人の役割・職務、心構えや分野別実務修習に当たって注意すべき事項等を解説した。

【目的】接見の重要性を体感させ、捜査段階の弁護活動に関する理解を深めるとともに、分野別実務修習に当たっての注意事項等を解説し、分野別実務修習への円滑な移行を図る。

2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

(1) 導入修習時の6・8期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、クラスの他の修習生との連携を深めることができ、これらにより、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。他方、刑事弁護においては、取り扱う事案がカリキュラムごとに全て異なっており、短期間に集中して行われる導入修習のカリキュラムとしては修習生の負担が重く、効率性に欠けるとの意見があった。

(2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）の結果によれば、刑弁のカリキュラムのいずれについても、約5割の者が分野別実務修習を行うに当たって「役に立った」と回答しており、「少しあは役に立った」と合わせると約9割の者が肯定的に評価した。

(3) 分野別実務修習の指導担当弁護士の所感等

導入修習において、分野別実務修習で意識して見てくるべき点について指導を受け、また、同じ修習地の他の修習生と連携を深めてきたことによって、6・7期までの修習生と比べて、分野別実務修習の当初から、円滑かつ積極的に修習に臨む者が増加し、分野別実務修習の実が上がったなどの指摘があった。

3 集合修習以降からみた導入修習の評価

集合修習時の修習生の状況に関する教官の所感としては、実務修習における指導等によるところも大きいと思われるが、集合修習に対する取組姿勢は、導入修習が実施される前の期である6・7期と比べて、積極的主体的に臨んだ者が多くなる等の改善が見られた。他方、一部の教官からは、集合修習時の修習生の状況を把握する中で、修習生が分野別実務修習において数多く触れる量刑事件（量刑が争われる事件）の弁護活動に関する学修を深めるためには、量刑事件についても導入修習の段階において取り扱った方がより効果的であるとの意見があった。

4 6・8期導入修習の総括と今後の導入修習について

(1) 6・8期導入修習の総括

6・8期の導入修習は、上記のとおり、一定の成果を上げたと評価することができるが、上記2及び3の導入修習の評価等を踏まえて、導入修習の目的をより具体的に検討し、カリキュラムの内容を改善していく必要があると考えた。

(2) 6・9期導入修習における見直し

6・9期の導入修習においては、分野別実務修習において刑事弁護活動を見る視点を与えることにより、修習生の自学自修を促すとともに、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図し、そのために、在るべき優れた刑事弁護の具体例を示すカリキュラムを実施することとした。また、量刑事件の重要性に鑑み、否認事件に加えて量刑事件をも取り扱うこととした。

否認事件については、正当防衛の成否が問題となる傷害事件を素材として、段階的に弁護活動を体感させるカリキュラムとし、①刑弁講義1において、模擬接見（初回接見における

事情聴取事項及び取調べを受けるに当たっての助言内容の検討)を, ②刑事基本問題研究(刑事共通)において, 身体拘束からの解放に向けた弁護活動を, ③刑弁即日起案・解説において, 公判前整理手続における弁護活動(類型証拠開示請求, 証拠意見, 証拠調べ請求, 予定主張及び主張関連証拠開示請求等)を, ④刑弁問題研究において, 主尋問・反対尋問の基礎, 最終弁論の準備をそれぞれ扱った。

量刑事件については, 事実関係に争いのない強盗致傷事件(裁判員裁判対象事件)を素材として, 段階的に弁護活動を体感させるカリキュラムとし, ①導入修習開始前の自学自修を促すための事前課題において, 公判前整理手続における弁護活動を, ②刑弁講義2において, 量刑分布グラフを活用し, 行為責任を基礎とする量刑判断に沿う証拠調べ請求及び弁論の検討をそれぞれ扱った。

(3) 今後の導入修習の課題

上記の69期導入修習のカリキュラムの見直しについては, 修習生の評価もよく, ①否認事件と量刑事件を1事例ずつ取り上げ, あるべき優れた刑事弁護の具体例を示すカリキュラムを実施すること, ②否認事件については, ケース・セオリーを確立した弁護活動を初回接見から公判までの弁護活動を通じて体感させること, ③量刑事件については, 行為責任を基礎とした量刑の考え方の理解を深め, 弁護人が行うべき量刑弁護活動を体感させることは, 今後も継続していくべきと考えている。

さらに, 修習生が主体的に導入修習のカリキュラムに取り組むことができるようになるためには, 司法研修所と法科大学院との連携を深める必要があるほか, 刑事弁護教官室において導入修習開始前の自学自修をサポートする教材の作成を検討する必要がある。また, 導入修習の内容を踏まえた分野別実務修習を行うためには, 刑事弁護教官室と各地の弁護士会との連携を深める必要がある。

以上